國學院大學学術情報リポジトリ「K-RAIN」

沖縄県における文化財保護行政の階梯

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-06-04 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 糸数, 栞菜 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002000483

【論文】

沖縄県における文化財保護行政の階梯

Changes in the Administration of Cultural heritage in Okinawa Prefecture

糸数　栞菜

ITOKAZU Kanna

はじめに

筆者は、琉球大学、同大学院修士課程で考古学を専攻し、現在本学大学院博物館学コースに席を置いて琉球王朝時代の道路遺構の保存、活用等を研究テーマとしている。

自身の出身地でもある沖縄県は、アジア太平洋戦争終結後、米軍の支配下に置かれ、文化財保護行政は日本本土とはかなり違うものにならざるを得なかった。そこで本論では、沖縄県における戦前、戦後の文化財保護行政の階梯と特徴について整理し、その特徴を明らかにしたい。

沖縄県の文化財保護に関する研究は、園原（2000）、池田（2008）に代表される。

園原は昭和初期から復帰前までの文化財行政の動向、その間に指定を受けた文化財、特に三線や工芸技術といった無形文化財の文化財指定の状況から、当時の文化財保護行政の特徴について検証を行った上で、昭和初期から復帰までの文化財保護の歴史を三期に区分した。一期目は首里城正殿が国宝に指定される1925（大正14）年頃から1938（昭和13）年までの15年間であり、国宝誕生による「自文化意識による保護の時期」、二期目は1945年終戦直後から琉球政府文化財保護法制定までの９年間で「公立博物館の収集活動による保護の時期」、三期目は1954（昭和29）年に琉球政府文化財保護法が制定されてから1972（昭和47）年の祖国復帰までの18年間であり、この間を「文化財保護法による保護の時期」とした。

池田は沖縄の歴史を概観したうえで、文化財保護行政を沖縄戦以前、沖縄戦以後～復帰、復帰後の三期に区分した。沖縄戦以前における文化財保護行政では、鎌倉芳太郎や伊東忠太らによる首里城正殿の国宝指定や、沖縄県教育会附設郷土博物館の設置について取り上げ、当時の人々の琉球・沖縄の歴史と文化に対する評価と関心の高まりがあったことを指摘した。沖縄戦以後～復帰においては、米軍、首里市（現那覇市首里地区）それぞれによる博物館の設置と、琉球政府文化財保護法の制定と琉球政府文化財保護委員会の設置を特筆すべき事項としてあげている。復帰後については、「琉球王国のグスク及び関連遺産群」の世界遺産登録や沖縄県立埋蔵文化財センター、沖縄県立美術館・博物館の設置を上げている。

両者とも、沖縄の文化史を語る上で、戦前は琉球王国の文化財が多数指定されたことを踏まえ、文化財が認識されたエポックであると評価する。しかし、その要因は鎌倉芳太郎や伊東忠太ら県外の人々の尽力によって首里城正殿に古社寺保存法が適用され、国宝に指定されたことにあった。この頃の地元行政による支援は消極的であり、文化財保護に関する活動はあくまでも外的要因による個人の活動に依拠するところが大きかったのである。地元行政による自発的

な文化財の保護活動が始まるのは、沖縄戦で多くの文化財が失われたことにより郷土文化の重要さや保護の必要性を痛感した戦後からといえる。つまり、沖縄で文化財保護の動きが本格化するのは沖縄戦後であり、琉球政府文化財保護委員会による活動が主軸となる。

そこで本稿では、沖縄の戦後さらには日本復帰後の文化財保護行政、すなわち市町村の文化財保護体制がいかにして整備されたのかを検討し、その特徴を明らかにする。なお、この際、沖縄県全体の文化財保護に関する包括的な研究は園原、池田の先行研究があるので、いくつかの市町村について文化財保護をめぐる事例を整理・検証することによって、沖縄の文化財保護の特徴について明らかにすることとする。

１．戦前における文化財保護

沖縄戦以前における文化財保護の活動として、沖縄県教育会による文化財の収集及び保護事業が行われていた。沖縄県教育会は1986（明治39）年に発足した。これは、当時の教職員らで組織していた半官半民の自主的な団体であり、島袋源一郎[(1)]が中心となり運営をしていた。

明治40（1907）年には、古社寺保存法により、956（顕徳３）年の紀年銘を持つ波の上宮に置かれていた朝鮮鐘「銅鐘」が沖縄県内で初めて国宝（美術工芸）に指定された（戦火により焼失）。次いで同法のもと1925（大正14）年には「沖縄神社拝殿（首里城正殿）」が特別保護建造物（建造物）に指定された。なお、この首里城正殿指定の前年には首里市によって正殿建物取り壊しの手続きが進められていた状況であった。それを伊東忠太や当時沖縄県立第一高等女学校の教員であった鎌倉芳太郎が、「古社寺保存法」に基づいて1925（大正14）年に特別保護建造物（建造物）に指定すべく奔走したのである。この結果、首里城は取り壊しを免れ、1927（昭和２）年から修理工事が始められた。そして1929（昭和４）年国宝保存法の施行に伴い旧国宝となった。

首里城の修理工事に伴い、1927（昭和２）年12月９日には島袋源一郎を主事として「教育参考館設立に関する協議会」が設けられた。1929（昭和４）年には下記の５つの部会が設置され、

第１部　美術（書画、書籍、写真、版木、彫刻）
第２部　工芸（漆工、陶磁器工、染織工、木竹工、金石工、牙角工、紙皮工、建築）
第３部　地歴（政治、経済、宗教、産業、交通、風俗）
第４部　博物（動物、植物、鉱物）
第５部　その他教育参考品

造成基金を募りながら、1932（昭和７）年からは部門ごとに資料の収集が開始された。集められた資料は、紅型の型紙、標本（貝・蝶・鉱物）、植物指葉、土器、貝・骨製品など1,380点にのぼった。

1934（昭和９）年の首里城正殿の修理工事完成後、当時の首里市から国宝指定地域から除外された首里城北殿の無償貸与を受け、博物館施設としての整備が進められた。そして、1936（昭和11）年７月４日に「沖縄県教育会附設郷土博物館」が開館する。郷土博物館は、沖縄県民に対して沖縄の歴史、地理、民俗、産業など沖縄文化への理解を促し、学習することを目的に設立された沖縄県初の博物館であった。

しかし、戦局の悪化とともに、博物館資料の大半は首里円覚寺にあった男子師範学校の修道場と体育館に移された。その後、同校は日本軍の兵舎にあてられ、一般の人々の立ち入りが禁止された（沖縄県立博物館1996）。さらに、1944年10月以降、首里城とその一帯の地下に日本軍（陸軍第32軍沖縄守備隊）の司令部壕が造られたことから、1945（昭和20）年４月半ばに首里城は全焼、博物館施設及び博物館所蔵資料は焼失した（文化庁編 1983a 1983b）。

２．戦後から文化財保護法改正における沖縄の文化財保護行政

戦後沖縄の文化財保護は戦災を免れた文化財を収集して展示する博物館館の活動が最初である。その動きの中で、文化財保護法制定に向けた行政の働きが芽生える。この章では、今日の沖縄の文化財行政の基盤となった戦後から復帰までにおける沖縄の文化財保護行政について整理する。なお、戦後当時の沖縄はアメリカ合衆国軍政の下に地元住民からなる行政府が組織されていた。軍政初期の間には米側と沖縄側双方の行政組織がめまぐるしく変わっていった。この間、沖縄群島、宮古群島、八重山群島、奄美群島にはそれぞれに「群島政府」が置かれており、1952（昭和27）年に琉球政府が発足することによって現在の沖縄県に繋がる行政体が生じることとなった。本文に入る前に沖縄本島における行政組織の変遷を簡単に図示しておく。

1945（昭和20）年８月、米国海軍軍政府の指示によって、沖縄県本島中部うるま市東恩納に「米国海軍軍政府沖縄陳列館」が設立された。その設立に主要な役割を演じたのが米国海軍軍政府に所属するジェームズ・T・ワトキンス少佐とウィラード・A・ハンナ少佐である。この陳列館は、当時沖縄に駐留していた米国軍人や沖縄を訪れる外国人に対して沖縄の文化を紹介することを目的としていた。1946（昭和21）年４月22日の沖縄民政府（海軍軍政本部司令第156号「沖縄民政府創設に関する件」に基づく）の設立に伴い（園原2000）、陳列館は海軍政府から沖縄民政府へと移譲され、「東恩納博物館」と改称された。

一方沖縄本島首里地域では、1946（昭和21）年３月に首里市役所文化部が設けられた。文化部には豊平良顕ら首里の有志が集まり、首里周辺において散逸した文化財の収集活動が行なっていた。1946（昭和21）年５月に首里町汀良で収集資料を公開するための「首里市立郷土博物館」が開館した。同館は1947（昭和22）年12月に沖縄民政府へと移譲され、「沖縄民政府立首里博物館」と改称されたが、さらに同年12月沖縄民政府文化部内に博物館課が設置され、首里と東恩納の両館はその所管となった。

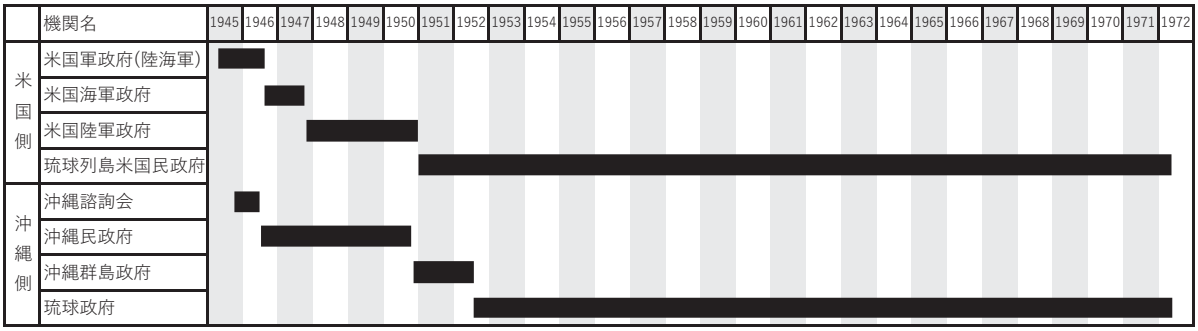

図１　「沖縄行政機構変遷図」（源河2005引用）

戦後の混乱がなかなか収束しない資材不足のなか、戦災から免れた石垣や石門、石橋を破壊し、石を運び去って個人住宅の礎石に用いるなどの破壊行為が横行した。それに対応するため、1947（昭和22）年２月には沖縄民政府知事から市町村行政担当者に対して「重要な古代建造物並びに美術工芸品の調査及びその認定と保存に関する件」の依頼文書、翌年には各市町村及び警察署長に「史跡保存について」の文書を送付した。その後、1949（昭和24）年10月31日には「沖縄史蹟保存会」が設立される。同会は史蹟名勝、古文化財並びに天然記念物の保存を目的とし、その復旧、修理、保存活動に努め、史蹟、名勝地への標識板の設置や、崇元寺石門の修築などを行っている。

1952（昭和27）年、史蹟保存会や琉球文化研究会など、それまで文化財保護を目的に活動していた団体が発展的に解消し、新たに琉球文化財保護会が発足した。

琉球文化財保護会はそれまで史蹟保存会が史蹟名勝に限っていた保護の対象を広げ、天然記念物や美術工芸、演劇、舞踊、書画、音楽、生物、民俗研究を含む有形無形の琉球文化財全般を対象とした活動を行うとともに、日本において1950（昭和25）年に「文化財保護法」が成立したことを受けて、琉球政府に文化財保護法の早期立法を陳情（1952年10月10日）した。琉球政府中央教育委員会では、「早急に文化財保護法を制定実施し、文化財の調査、指定、保護等を図ること」及びこれを所管する「文化財保護委員会を文教局の外局として設置すること」を決議した。これを受けて琉球政府は行政主席の諮問機関として文化財保護調査会を発足させた。

文化財保護調査会が作成した文化財保護法の琉球政府行政案は1954（昭和29）年６月上旬に琉球立法院で審議され、可決された後、米軍高等弁務官の裁可を得て、1954（昭和29）年６月29日に「琉球政府文化財保護法」として公布・施行された。同法は全51文からなり、「第１章　総則」、「第２章　文化財保護委員会」、「第３章　有形文化財」、「第４章　無形文化財」、「第５章　史跡名勝天然記念物」、「第６章　罰則」で構成されている。日本政府の文化財保護法とほとんど同様であるが、文化財保護委員会の諮問機関として博物館及び研究所の設置がなされなかったことが相違点として挙げられる。同年９月には「文化財保護委員会」が設置され、委員会の諮問機関として「文化財専門審議会」を組織することが決められた。文化財保護委員会には文化財専門審議会委員の任免や文化財の保護及び保存に関する法令案の作成と議会への提出などが権限として定められていた。その後、琉球政府文化財保護委員会は復帰に至るまで活動を続け、この間18年間で180件の文化財を指定した。また、琉球政府文化財保護委員会では1956年から『文化財要覧』を刊行し、文化財調査の報告書、指定した文化財の解説、法令の整備状況の告示などを行い、文化財保護行政の周知に努めている。

1952（昭和27）年４月サンフランシスコ平和条約および日米安全保障条約の締結に伴い、沖縄民政府は琉球民政府へと改組された。翌年の1953（昭和28）年、米国軍政府はペリー提督来琉100年の記念事業として沖縄民政府立首里博物館の建物に隣接してペルリ記念館を建築し、贈呈した。アメリカ側は博物館の新館設立を積極的に援助したのであり、この後、首里と東恩納の両博物館は合併して、1955年４月には「琉球政府立博物館」と改称された。

1965（昭和40）年６月26日付で琉球政府文化財保護法が改正され、旧法の全文51条から124条に改められた。これは、日本本土の文化財保護法の改正に足並みをそろえたものである。日

本政府による文化財保護法は1954（昭和29）年に大幅な法改正が行われていたが、その社会的背景として、高度経済成長政策の遂行に伴う自然破壊、遺跡や天然記念物の破壊に対して文化の喪失の危機感を覚えた世論の動きがあったこと、さらに、日本本土では日本民俗学が新たな学問として隆興したことにより、民俗資料の保存が強く求められたことによる。それまで有形文化財の一部とされていた「民俗資料」が独立の文化財の類型とされるとともに、無形の民俗資料への範囲拡大が行われたのである。なお、制定時の日本の文化財保護法では「埋蔵文化財」について「埋蔵物たる文化財」（第57条）として有形文化財の章に規定されていたが、昭和29年の改正により「埋蔵文化財」に関する規定が独立の章とされ、地中に埋れた有形文化財のみならず民俗資料や記念物が埋蔵文化財の範囲に含まれることが明確にされた。また、「記念物」を文化財の一類型として規定するとともに、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物に指定するという仕組みが明確に記された。

このような本土の文化財保護法の改正に影響を受けて、琉球文化財保護法の法改正が行われたのであり、これを概略すると、以下のようになる。

・有形文化財、無形文化財、記念物、民俗資料の追加
・文化財保護委員会委員に独立した職権の付与
・文化財保護委員会の附属機関として博物館を設置
・有形及び無形文化財の保護に関する規定、公開・調査及び記録に関する規定の設置
・民俗資料の保護に関する条文の新設
・埋蔵文化財保護に関する規定の設置
・史跡名勝天然記念物に関する規定の設置

一方で、本土との相違点としては以下の３点が挙げられる。（琉球政府文化財保護委員会『文化財要覧』1965年版）

・史跡、名勝、天然記念物の仮指定の制度がないこと
・土木工事による埋蔵文化財包蔵地の発掘についても、学術調査のための発掘の場合と同じように、禁止・停止・中止命令が下せること
・市町村の文化財保護行政は教育委員会が所管せず、市町村長部局の担当であること

1965（昭和40）年の琉球文化財保護法改正は、そのほとんどを日本の文化財保護法改正にならっており、文化財各分野の保護を一段と強化するための大改正であった。そしてこの改正された法律は1972（昭和47）年に本土復帰による沖縄県設置まで施行された。

３．復帰前後の国と県の文化財保護行政

（１）復帰直前

①復帰直前の文化庁の行政措置

1954年に琉球政府文化財保護法が制定されると、日本政府は、戦災文化財復旧工事に関する技術援助を行なった。保護法制定前の復旧工事は琉球政府文化財保護委員会が行なっていたが、制定後の園比屋武御嶽石門・守礼門の復元工事からは文化庁技官[(2)]の指導を入れた。円覚寺総門の復旧工事では、工事の初期段階から文化庁技官の日名子元輝、李正夫、鈴木嘉吉、伊原恵司、

浜島正士、内山哲が参画しており、復元設計図の作成をはじめ、現地での施行指導に当たった。また1968（昭和43）年から始まった奈良国立文化財研究所での発掘調査技術者研修が、沖縄の文化財担当者については1971（昭和46）から始まった。この時、日本側からの支援が文化庁技官派遣と発掘調査技術者研修による技術支援であったのは、沖縄に文化財専門家が少なかったことだけでなく、当時沖縄が米軍統治下にあったため法制度上財政援助が難しかったことによる。日本政府の財政援助が始まるのは、末吉宮本殿の復旧工事からである。

日本復帰が目前となると、文部省は現存資料にもとづいて沖縄の教育行政などの実態を分析し、復帰に伴って制度上の措置を必要とする事項や、事前に行政指導によって処理しておく必要のある事項などの検討を行うとともに、実態把握の十分にできていない事項について各部局担当官を派遣して現地調査を行った。この際、文化庁文化財保護委員会からの専門技官の派遣は1960（昭和35）年から継続して実施された。調査に参加した文化庁長官官房庶務課長石川二郎は、『月刊文化財』（石川1970）に沖縄の文化財保護行政・芸術文化行政についての実態調査報告を掲載している。石川は当時の沖縄の文化財行政について、地方における文化財保護は観光に関連しながら進められているようであり、保護の体制は必ずしも確立されていないと指摘した。

②復帰直前の琉球政府文化財保護委員会の行政措置

琉球政府文化財保護委員会は、委員会発足の1954（昭和29）年から1972（昭和48）年の５月12日までに180件の文化財を指定した（表２）。そのうち、今帰仁城跡・中城跡が３重指定、玉陵・美崎御嶽・斎場御嶽・座喜味城跡・知念城跡・美崎御嶽が２重指定であり、これら重複指定を省くと171件である。

また、指定と同時に文化財復旧工事が進められ、特に戦災文化財の復旧事業を優先事業として積極的に取り組んだ（1961年『民生安定５カ年計画文化財保護事業の強化』）。復帰前の文化財の復元修理は以下の16件である。

崇元寺石門（1951），浦添ようどれ（1955），園比屋御嶽石門（1956），中村家（1956），守礼門（1957），宮良殿内（1958），仲里間切蔵元跡（1958），中城城跡（1961），今帰仁城跡（1962），天后宮（1963），知念城跡（1964），円覚寺総門（1967），弁財天堂（1968），天女橋（1968），末吉宮本殿（1972年１月29日着工、同年11月30日竣工），権現堂神殿・拝殿（1972.1.20）

表１　文化庁専門技官来島年度（沖縄県公文書館「行政記録データベース」をもとに作成）

1960（昭和35）年３月28日	第一次文化財調査団、黒板昌夫、正夫両技官来島
1966（昭和41）年２月24日	日本政府文化財保護調査官吉川需、高端政雄、文化財保護指導のため来島
1970（昭和45）年１月19日	文化庁の文化財調査官、橋本文雄氏来島
1971（昭和46）年６月８日	「文化庁沖縄文化財指定調査団」（内山正団長、十人）の第一班が来沖
1972（昭和47）年１月28日	文化庁の安達健二次長らが、沖縄の文化財保存視察と復帰事務打ち合わせのため来沖

文化財復旧工事が着々と進み、戦前の沖縄の姿が段々と取り戻されて行くのを目の当たりにした沖縄県民は文化財保護への意識を高めた。そして復帰を目前に控えた1970（昭和45）年、琉球政府文化財保護委員会は、首里城跡及び周辺の文化財の復元計画を策定した。ここに初めて戦災文化財として首里城の復元構想が提案されたのである。

また、琉球政府文化財保護委員会は文化財指定や復旧工事などの文化事業の実施と同時に、復帰に際して沖縄の文化行保護政の体制を整えるための要望書を文化庁に提出した。これが1970（昭和45）年の『復帰後の文化財行政機構の在り方について（陳情）』と、1971（昭和46）年の『本土復帰を控えて本土政府に対する要望事項』・『復帰時点の文化財保護行政上の問題点』である（沖縄県教育委員会1978b）。要望の内容を要約すると以下の通りである。

・沖縄は、中国、東南アジア、朝鮮などと、日本本土の中継的位置にあって得意な内容の文化財が豊富なので、このことをよく認識すること
・沖縄県の文化財行政が本土復帰によって後退することのないよう、予算面を十分に考慮すること
・沖縄の戦災文化財復旧事業を５ヵ年計画事業として遂行し、その復旧完了まで琉球政府文化財保護委員会を暫定的に存続させること
・旧国宝保存法による沖縄県の国宝を解除せずに引き継いで取り扱うこと
・本土政府で史跡として扱う城は、沖縄のシロ（グシク）の特殊性に鑑み建造物としても取り扱うこと
・戦前国宝だったもので琉球政府が復元したものを重要文化財として指定を検討すること

これらの要望のうち、琉球政府文化財保護委員会の存続は日本の法制度上の問題により困難であった。復帰によって沖縄県の文化財行政機構は他県の行政機構と同一となり、琉球政府文化財保護委員会は沖縄県教育委員会教育庁文化課へと移行した。グスク（城）についても、建造物の指定はされなかったものの、史跡（埋蔵文化財）[3]として国指定文化財に指定された。他の事項については次節で詳述するが、おおよその要望は受諾されたと捉える。

表２　「琉球政府文化財保護委員会指定文化財一覧」（沖縄県史「文化財保護編」をもとに作成）

種別	名称	指定年月日	種別	名称	指定年月日
特別重要文化財（建造物）	園比屋武御嶽石門	1955.1.7	重要文化財（建造物）	仲里間切蔵元跡	1956.2.23
	崇元寺石門	1955.1.7		②美崎御嶽	1956.2.23
	②玉陵	1956.2.23		権現堂拝殿及び薬医門	1956.2.23
	末吉宮磴道	1956.2.23		宮良殿内	1956.2.23
	②座喜味城跡	1956.2.23		中村家	1956.2.23
	権現堂神殿	1956.2.23		石垣殿内	1956.2.23
	天女橋	1959.1.29		天后宮	1956.2.23
	③中城城跡	1962.6.7		小禄墓	1958.1.17
	③今帰仁城跡	1962.6.7		伊是名玉御殿	1958.1.17

沖縄県における文化財保護行政の階梯

種別	名称	指定年月日	種別	名称	指定年月日
重要文化財（建造物）	龍淵橋	1959.1.29	特別史跡	②玉陵	1956.2.22
	摩文仁家の墓	1970.7.14		円鑑池および弁財天堂跡	1958.4.17
	ヒジ川橋及び取付道路	1959.12.16		③今帰仁城跡	1958.4.17
	大城按司の墓	1961.6.15		③中城城跡	1958.4.17
	知念城跡	1962.6.7		円覚寺跡	1962.10.25
	知利真良豊見親の墓	1967.4.11		末吉宮および磴道	1968.10.15
	伊祖の高御墓	1972.2.25	史跡	②斎場御嶽	1955.1.25
	旧首里城守礼門	1972.5.12		首里城跡	1955.11.29
	旧円覚寺総門	1972.5.12		ハンタン山	1955.11.29
特別重文（彫刻）	崇元寺下馬碑	1955.1.25		龍潭およびその周辺	1955.11.29
	小禄墓内石厨子	1955.1.25		園比屋武御嶽	1955.11.29
	木彫円覚寺白像	1958.3.14		守礼門跡	1955.11.29
	世持橋勾欄羽目	1958.3.14		②座喜味城跡	1958.2.22
	円覚寺放生池石橋勾欄	1958.3.14		野国総官の墓	1958.2.22
	玉陵碑	1959.1.17		ドイツ皇帝博愛記念碑	1958.2.22
重文（彫刻）	浦添ゆうどれ石棺	1955.1.25		仲宗根豊見親の墓	1958.2.22
	桃林寺仁王像	1956.2.22		上比屋根山遺跡	1958.2.22
	玉陵石彫獅子	1956.12.14		野原岳の霊石	1958.2.22
	伊是名玉御殿内石棺	1958.1.17		仲里間切蔵元跡	1958.2.22
重文（絵画）	自了筆白沢之図	1956.12.14		②美崎御嶽	1958.2.22
特別重文（工芸）	翁長開鐘	1955.5.23		弁が嶽	1956.12.16
	志多伯開鐘	1955.5.23		伊是名玉御殿	1958.1.17
	湧川開鐘	1955.5.23		伊是名城跡	1958.1.17
	旧首里城正殿前梵鐘	1958.3.14		尚円王生誕地屋敷内「みほそ所」	1958.1.17
重文（工芸）	聞得大君御殿雲竜黄金簪	1956.12.14		佐敷ようどれ	1958.1.17
	黒塗螺鈿遊雁絵大文庫	1956.12.14		名護親方程順則の墓	1958.3.14
	黒塗堆錦錦山水江大文庫	1956.12.14		②仲島の大石	1958.3.14
	黒塗螺鈿雲龍文内金箔蓋付椀	1956.12.14		今帰仁村仲原馬場	1959.6.1
	三味線江戸与那	1956.12.14		②知念城跡	1959.12.16
	三味線南風原型「拝領南風原」	1958.8.15		糸数城跡	1959.12.18
	三味線「南風原型」	1958.8.15		具志川城跡（糸満町）	1959.12.18
	三味線「知念大工型」	1958.8.15		西塘御嶽	1959.12.18
	三味線「久場春殿型」（コザ市）	1958.8.15		蔵元跡	1959.12.18
	三味線「久場春殿型」（那覇市）	1958.8.15		玉城城跡	1961.6.15
	三味線「久場の骨型」	1958.8.15		垣花城跡	1961.6.15
	三味線「与那型」	1958.8.15		伊祖城跡	1961.6.15
	あおりやえ按司曲玉（一連）	1969.8.26		安慶名城跡	1961.6.15
特別重文（古文書・典籍）	田名文書	1958.3.17		伊波城跡	1961.6.15
	評定所格護定本おもろさうし二二巻	1958.3.14		伊敷索城跡	1961.6.15
	評定所格護定本混効験集	1958.3.14		具志川城跡（久米島具志川村）	1961.6.15
重文（古文書・典籍）	宮古島下地の首里大屋子への辞令	1956.12.14		首里金城町石畳道	1964.5.1
	評定所格護定本「中山世鑑」六巻	1956.12.14		勝連城跡	1967.4.11
	評定所格護定本「中山世譜」十九巻	1956.12.14		那覇市山下町第一洞穴	1969.8.26
	屋嘉比朝寄の作「工工四」	1958.1.17		改決羽地川碑記	1969.8.26
	程順則の書	1958.1.17	名勝	②斎場御嶽	1955.1.25
	蔡温の書「奴幅」	1958.1.17		③中城城跡	1955.1.25

沖縄県における文化財保護行政の階梯

種別	名称	指定年月日	種別	名称	指定年月日
名勝	③今帰仁城跡	1955.1.25	天然記念物	安波のタナガーグムイの植物群叢	1959.12.18
	轟の滝	1956.2.22		首里金城拝殿の大赤木群	1961.6.15
	石垣家「庭園」	1958.1.17		佐敷村富祖崎海岸のハマジンチョウ群落	1961.6.15
	首里金城町石畳	1964.5.1		西表島ウブンドルのノヤシ群落	1961.6.15
	伊江村の城山	1967.4.11		仲里村奥武島の畳石	1967.4.11
	宜野湾市の森の川	1967.4.11		仲の神島の海鳥生息地	1967.4.11
	万座毛	1972.5.12		イリオモテヤマネコ	1967.4.11
天然記念物	慶良間鹿	1955.1.25		ふたおちょう	1968.8.26
	儒艮	1955.1.26		このはちょう	1968.8.26
	しまちすじのり（琉球近海）	1955.1.27		仲里村真謝のチュラフクギ	1970.5.19
	しまちすじのり（那覇市）	1955.1.28		本部町の塩川	1970.7.14
	諸志御嶽の植物群落	1955.1.29		嘉津宇岳安和岳八重岳天然保護区	1972.3.14
	田港御願の植物群落	1955.1.30		万座毛石灰岩植物群落	1972.3.14
	のぐちげら	1955.1.31		仲筋村パネル御嶽の亜熱帯海岸林	1972.3.14
	あかひげ	1955.1.32	埋蔵文化財	屋我地運天原サバヤ貝塚	1958.10.19
	名護のひんぷんがじまる	1956.10.19		辺土宇佐浜貝塚	1958.10.19
	今帰仁村字親泊のこばていし	1956.10.19		野国貝塚群	1958.10.19
	国頭郡与那覇岳九合目以上の植物群	1956.10.19		崎樋川貝塚	1958.10.19
	くまや洞くつ	1958.1.17		荻堂貝塚	1958.10.19
	田名のクバ山	1958.1.17		伊波貝塚	1958.10.19
	念頭平松	1958.1.17		大山貝塚	1958.10.19
	伊是名城跡の岩松の群生	1958.1.17		平安名貝塚	1958.10.19
	仲島の大石	1958.3.14		米須貝塚	1958.10.19
	船浦のニッパヤシ群落	1959.12.18		久米島大原貝塚	1958.10.19
	星立のヒルギ、ミミモチシダ、ノヤシ群落	1959.12.18		下田原貝塚	1958.10.19
	仲間川のヒルギ林	1959.12.18		仲間第一貝塚	1958.10.19
	船浮のヤエヤマハマゴウ	1959.12.18		仲間第二貝塚	1958.10.19
	荒川のカンヒサクラ自生地	1959.12.18		平西貝塚	1958.10.19
	米原のノヤシ	1959.12.18		川平第一貝塚	1958.10.20
	宮鳥御嶽のリュウキュウチシャノキ	1959.12.18		伊江島鹿の化石	1958.10.19
	宮良川のヒルギ林	1959.12.18		浦添貝塚	1972.2.25
	平久保のヤエヤマシタン	1959.12.18		古我知焼窯跡	1972.5.12
	慶佐次湾のヒルギ林	1959.12.18	重民俗文	名護市我部祖河の高倉	1976.4.11
	久米の五枝の松	1959.12.18	重無形文	組踊（銘苅子・女物狂・執心鐘入・孝行之巻・二童敵討）	1967.6.5
	宇根の大ソテツ	1959.12.18			
	安波のサキシマスオウノキ	1959.12.18			

②：２重指定　③：３重指定

（２）復帰直後

①復帰後の文化庁の行政措置

1972（昭和47）年に沖縄県は本土復帰した。前節でも少し触れたが、復帰後の日本政府は財政援助と技術援助により、末吉宮本殿の復旧工事を行なった（1972年１月29日着工、同年11月30日竣工）。本工事における日本政府からの財政補助率は80%である。文化庁からは指導監督

として、杢正夫、鈴木嘉吉、伊原恵司が派遣された。同年１月20日には、八重山石垣市の桃林寺に隣接する権現堂神殿・拝殿の保存修理工事を行なった。本工事においても末吉宮と同じ補助と人材の派遣が行われた。こうして日本政府は継続的な財政及び技術的支援に取り組み、沖縄県の文化財保護行政の強化を援助した。

また復帰に際して、文化庁はこれまでの琉球政府指定文化財を国指定と県指定とに分けて再指定した。琉球政府が指定していた文化財は180件（表２）であり、そのうち23%（43件）は天然記念物、23%（43件）は史跡であり、指定文化財の46％と約半数を占めていた。

文化庁は、琉球政府文化財保護委員会が指定していた文化財のうちから、特に重要なものを国指定文化財として選定した。

文化庁が選定した国指定文化財は59件である。依然として天然記念物と史跡の２種が主軸となるが、復帰前に比べ総数に占める割合が増加し、天然記念物（26件）と史跡（埋蔵文化財）（18件）

表３：「文化庁文化財保護委員会指定文化財一覧」（沖縄県1978『沖縄県戦後教育史』をもとに作成）

別種	名称	指定年月日	別種	名称	指定年月日
重文（建造物）	旧円覚寺放生橋	1972.5.15	史跡	知念城跡	1972.5.15
	天女橋	1972.5.15		糸数城跡	1972.5.15
	園比屋武御嶽石門	1972.5.15		具志川城跡	1972.5.15
	旧崇元寺第一門及び石牆	1972.5.15	勝名	宮良殿内庭園	1972.5.15
	玉陵墓室石牆	1972.5.15	天然記念物	ケナガネズミ	1972.5.15
	中村家住宅	1972.5.15		トゲネズミ	1972.5.15
	旧仲里間切蔵元石牆	1972.5.15		ノグチゲラ	1972.5.15
	上江洲家住宅	1972.5.15		イリオモテヤマネコ	1972.5.15
	旧宮良殿内	1972.5.15		セマルハコガメ	1972.5.15
重文（古文書・典籍）	おもろさうし（22冊）	1972.5.15		リュウキュウキンバト	1972.5.15
	混効験集（2冊）	1972.5.15		ジュゴン	1972.5.15
	田名家文書（一帖）	1972.5.15		カンムリワシ	1972.5.15
無重文（芸能）	組踊	1972.5.15		仲の神島海鳥繁殖地	1972.5.15
無重文（工芸）	喜如嘉の芭蕉布	1972.5.15		安波のタナガーグムイの植物群落	1972.5.15
史跡	宇佐浜遺跡	1972.5.15		与那覇岳天然保護区域	1972.5.15
	伊波貝塚	1972.5.15		田港御願の植物群落	1972.5.15
	荻堂貝塚	1972.5.15		慶佐次湾のヒルギ林	1972.5.15
	大山貝塚	1972.5.15		諸志御嶽の植物群落	1972.5.15
	川平貝塚	1972.5.15		塩川	1972.5.15
	今帰仁城跡	1972.5.15		識名園のシマチスジノリ発生地	1972.5.15
	座喜味城跡	1972.5.15		首里大アカギ	1972.5.15
	安慶名城跡	1972.5.15		ケラマジカ及びその生息地	1972.5.15
	勝連城跡	1972.5.15		平久保のヤエヤマシダン	1972.5.15
	中城城跡	1972.5.15		米原のヤエヤマヤシ群落	1972.5.15
	首里城跡	1972.5.15		荒川のカンヒサクラ自生地	1972.5.15
	円覚寺跡	1972.5.15		宮良川のヒルギ林	1972.5.15
	玉陵	1972.5.15		船浦のニッパヤシ群落	1972.5.15
	末吉宮跡	1972.5.15		ウブンドルのヤエヤマヤシ群落	1972.5.15
	斎場御嶽	1972.5.15		諸志御嶽の植物群落	1972.5.15

が約74%と過半数を占める。史跡からは琉球政府文化財保護委員会が指定していた墓や記念碑がすべて除外され、城跡は16件から９件（除外:伊是名城跡、玉城城跡、垣花城跡、伊祖城跡、伊波城跡、伊敷策城跡、具志川城跡）が選定された。総数は減少したが、一方で文化庁によって新たに追加された文化財が､建造物１件「宮良殿内（石垣市）」名勝１件「宮良殿内庭園（石垣市）」、史跡（埋蔵文化財）５件「宇佐浜遺跡（国頭村）」･「伊波貝塚（うるま市）」･「荻堂貝塚（北中城村）」･「大山貝塚（宜野湾市）」･「川平貝塚（石垣市）」である。宮良殿内は石垣市にある琉球王府の士族屋敷であり、県内で唯一戦災から免れた当時の士族屋敷の建築様式を残した建造物である。さらに屋敷には日本式枯山水庭園が設けられており、八重山諸島において日本文化との関わりを示す貴重な存在であった。また、貝塚については、縄文から弥生にかけての遺跡の中からで、沖縄と日本との関わりを示す遺跡が選定されている。すなわち川平貝塚は1904（明治４）年に鳥居龍蔵によって沖縄県で初の発掘調査が行われた貝塚である。荻堂貝塚は1919（大正８）年に東京帝国大学によって発掘調査が行われており、伊波貝塚は1920（大正９）年に大山柏氏が発掘調査を実施した。いずれも調査の来歴を含めて沖縄と日本の関わりを示す重要な情報となることを文化庁は意図していたと思われる。

1972年に沖縄県海洋博覧会の開催が決定され、これに伴って沖縄本島でのインフラ整備が急速に進行した。この際、文化庁は開発による文化財破壊を問題視した。当時の日本本土では国土開発による文化財喪失の危機感が世論で高まっており、沖縄県でも仲泊遺跡の保存運動が進行されるなど、文化財保護思想が高まる時期であった。こうした社会的背景もあり、1973（昭和48）年２月10日国指定史跡の伊波貝塚の買上げが決まった。復帰後の沖縄で文化財が買い上げられるのは初めてで、県教育委員会と石川市当局は史跡公園を計画した。土地の買い上げ等の先行的な投資を行い、新たな破壊を食い止めることで、沖縄県の文化財保護体制の基盤を固めることを目指したのである。

戦後、琉球政府文化財保護委員会が文化事業として優先していた事業は、旧国宝（建造物）文化財の復興事業であり、文化庁はその方針に沿って戦前指定の旧国宝（末吉宮本殿、八重山権現堂）の復旧工事を行なった。復帰後の文化庁の指定から見える日本政府の意向は、復帰前の琉球政府による琉球王国に関連する文化財指定の意向の尊重である。加えて、今まで指定されていなかった貝塚を指定するなど、日本本土との共通性や沖縄の先史文化の独自性に新たな価値を見出している。それは同時に、日本考古学において沖縄の先史文化と沖縄考古学に新たな位置を与えることとなった。また、開発に伴う文化財破壊に対し、先行的に土地の買い上げを行うことで新たな破壊を防いだ。日本政府の働きは、沖縄の歴史的所産であり沖縄の人々が誇りとしている文化について十分な理解を示し、これを尊重し、その復元や保存について沖縄の人々の期待に寄り添う姿勢が表れている。

②復帰後の沖縄県教育委員会文化財課の行政措置

1972（昭和47）年５月15日の本土復帰とともに琉球文化財保護委員会は解消され、沖縄県教育庁文化財課が発足した。同課には照屋寛祐課長以下、文化係･文化財班合計11人が配属され、沖縄県として文化財保護行政業務が開始された。これとともに「琉球政府文化財保護法」は「沖

縄県文化財保護条例」に組み替えられ、その条例のもと沖縄県文化財保護審議会が設置された。また、琉球政府時代の指定文化財が国指定と沖縄県指定文化財へと組み替えられたことは前述したが、沖縄県は琉球政府時代の180件（表２）の文化財のうち、文化庁が指定した国指定59件（表３）から除外された121件を全て県指定文化財に指定している。

なお復帰により、琉球政府による中央集権的な体制から、地方分権の体制へ移行したことから、文化財保護行政の主体は市町村へ移行することとなった。しかし、復帰当時の市町村の文化財保護行政体制は脆弱であり、文化財を管理する部署が設置されていない市町村がほとんどであった。このため、市町村の体制が整うまでは県文化課主導の文化財行政運営が行われた。特に、各市町村における埋蔵文化財調査については、ほとんどの調査が県によって進められた。1975～1976年にかけて県は市町村ごとに遺跡の分布調査を実施し、今後市町村が文化財調査に取り組むための方向性を示した（沖縄県教育委員会1977）。この結果、各市町村の初期の文化財指定はこの調査をもとにして行われることとなる。なお、この調査を通じて地域住民による遺跡発見の報告が増加しており、県民の文化財保護思想普及にも大きく影響したことが伺える。

社会基盤の整備や観光事業に伴う開発が急速に進んだが、その契機となったのは「沖縄国際海洋博覧会」である。海洋博は1972（昭和47）年に沖縄県での開催が決まった。同年、県文化財保護審議会は海洋博関連工事に関して「本部半島の貴重な文化財の保護と県指定（具申案）」を県各機関に具申し、工事の際文化財へ細心の注意を払うこと、また文化財保護を図るよう迅速な対応を求めた。1973（昭和48）年には「文化財指定の促進と保存体制の強化について」の意見書を県教育委員会に提出している。これは、各市町村に対し文化財保護条例を制定するよう協力を要請するものであり、これを受けて各市町村では、県との連携のもとに文化財条例の制定と指定を進めることとなる。

４．市町村の文化財保護行政

前節で述べたように、1972（昭和47）年の本土復帰に伴い、琉球政府文化財保護委員会の文化財保護行政業務の全てが、文化庁の指導のもと沖縄県教育庁文化財課へと移管されるとともに、文化財保護行政は各市町村に任されることとなった。

市町村では文化財保護条例の制定と文化財指定を行い、現在に至る沖縄の文化財保護行政がかたちづくられることとなる。そこで本節では代表的な市町村における初期（1970～1980年代）の文化財調査及び指定状況から、各市町村の文化財保護行政がどのように確立されていったのかを明らかにしたい。

（１）那覇市

那覇市は沖縄本島南部西海岸に位置する。1954（昭和29）年９月１日に首里市と小禄村が合併して誕生した。琉球王国時代の王都である首里を中心とする中枢拠点都市である。大正時代、民藝運動を興した浜田庄司氏、河井寛次郎氏、柳宗悦氏らが那覇市壺屋の焼物の価値を日本本土に広めたことにより、全国的に注目されることとなった。戦後、旧那覇市中心部は米軍の管理下に置かれ、軍施設から１マイル以内は立ち入りが許されなかったが、1945年11月に復興に

必要な陶器製造産業先遣隊として瓦職人が壺屋地区に入域を許可されると、その一帯に次々と集落が生まれた。これにより、陶製を中心とした那覇市の復興が始まり、今日に至る。

那覇市では、1973（昭和48）年４月11日に「那覇市文化財保護条例」制定、同条例に基づいて、同年６月28日に「那覇市文化財調査審議会」を設置された。条例制定後の市文化財指定第１号は1974（昭和49）年「ガーナー森（名勝・天然記念物）」した。

その後1979年（昭和54）年の社会教育課社会教育係に文化財担当が配置されたことにより本格的な文化財行政がスタートし、1980年には那覇市内の遺跡分布調査を実施した（那覇市1982）。この調査ではギリチ原貝塚のほか37遺跡が確認されており、さらに1984～1985年にかけて那覇市内文化遺産悉皆調査が実施された。県による1975～76年の分布調査や市による1980年の調査では遺跡のみの分布調査であったが、この調査では各字に所在する御嶽や井泉、石碑や古墓などの文化財の所在地と残存状況を確認している。これら情報と先例の調査成果を総括

表４　初期（1970～1980年代）の那覇市指定文化財一覧

（沖縄県教育委員会 令和４年度『文化財課要覧』より一部抜粋）

種別	名称	指定年月日
名勝・天然記念物	ガーナー森	1974.12.2
史跡	雨乞嶽	1976.4.16
史跡	与那覇勢頭豊見親逗留旧跡碑	1976.4.16
有形民俗文化財	旧御茶屋御殿石造獅子	1976.6.25
史跡	宜野湾御殿の墓及び墓域	1976.9.28
史跡	宝口樋川	1976.9.28
史跡	上天妃宮跡の石門	1977.4.28
史跡	金城大樋川	1977.4.28
史跡	仲之川	1977.4.28
古文書	新修美栄橋碑	1977.4.8
史跡	沢岻親方の墓	1977.6.27
有形民俗	安谷川嶽	1977.6.27
無形民俗文化財	首里汀良町の獅子舞い	1977.8.10
史跡	安谷川	1978.11.14
史跡	王の殿と王川	1978.11.14
有形民俗	内金城嶽	1978.4.8
史跡	ヒジ川ビラ	1979.12.7
史跡	寒水川樋川	1979.7.21
建造物	読谷山御殿の墓	1984.8.1
史跡	崎山御嶽	1986.6.25
史跡	泊外人墓地	1987.8.10
史跡	新垣ヌカー	1988.8.25
史跡	上ヌ東門ガー	1988.8.25
史跡	下ヌ東門ガー	1988.8.25
史跡	潮汲川	1988.8.25

して地図上にプロットし『那覇市歴史地図―文化遺産悉皆調査報告書―』（1986）が刊行され、那覇市の文化財指定が拡充されることとなった。

1988～1993年には那覇市が沖縄言語研究センターへ委託し、方言記録保存調査を実施している。これに先立つ1977（昭和22）年には沖縄県が実施した琉球方言緊急調査[4]を実施しているが、この調査は離島の調査収録に留まっていた。そこで那覇市は首里方言の記録保存の必要性を感じて、那覇市全域の「全集落調査」と「基本調査」を実施したのである（沖縄言語研究センター1994）。また、首里汀良町の獅子舞記録保存調査を実施し、これを初の無形文化財に指定している。

（２）沖縄市

沖縄市は、沖縄本島中部に位置する。1974（昭和49）年にコザ市と美里村が合併したことにより沖縄市が誕生した。琉球王国時代には越来グスク（国指定名勝2021追加指定）が存在しており、次期国王となる越来王子の邸宅として、首里の中城御殿（中城王子の邸宅）と並ぶ重要施設として機能していた。米軍は1945（昭和）20年の４月１日に沖縄本島中部へ上陸し、地上戦が始まる。沖縄市域は４月５日頃には米軍の占領下に置かれたこともあって各地に難民収容所が設置され、いち早く戦後復興へと動きはじめた。米軍は6000万ドル（216億円）[5]の莫大な基地建設予算を投入し、嘉手納飛行場基地建設をはじめとする本格的な基地建設に着手した。その結果、沖縄市は基地の街として発展することとなる。

沖縄市発足後は1975（昭和50）年に「沖縄市文化財保護条例」を制定、同日に「沖縄市文化財調査審議会」が設置された。条例に基づき指定された文化財は３件である。この際、文化財行政は沖縄市教育委員会社会教育課の所管であった。市内に残る鬼大城の墓やカフンジャー橋など、その間に行われた文化財調査は大学や審議会委員、または県職員などの専門家の手によって行われていた。

沖縄市の文化財指定は1978（昭和53）年「泡瀬の京太郎」の無形民俗文化財指定から始まった。泡瀬の京太郎（チョンダラー）は沖縄市泡瀬地区の年中行事の際に演じられる舞踊であり、地元住民らによって「泡瀬京太郎保存会」が結成された。保存会の積極的な活動が功を奏し、1980（昭和55）年には県内初の沖縄県無形民俗文化財に指定された。その後、1979年には市教育委員会と沖縄県教育委員会、読谷村立歴史民俗資料館による「鬼大城の墓」は共同調査が行われ、翌年市史跡に指定された。一方、「カフンジャー橋」の市指定は、道路工事による破壊を防ぐために、調査に先立って指定された。そのため橋の調査は1997（平成９）年に行われている。沖縄市は、これら3件の文化財指定の他、1970～80年代にかけて民俗文化財の調査を行っ

表５　初期（1970～1980年代）の沖縄市指定文化財

（沖縄県教育委員会 令和４年度『文化財課要覧』より一部抜粋）

種別	名称	指定年月日
無形民俗	泡瀬の京太郎	1978.4.1（県指定により現在は解除） 1980.3.31（県指定）
史跡	鬼大城の墓	1980.10.23
史跡	カフンジャー橋	1980.1031

たが、文化財担当課がなかったため指定には至らなかった。1984年に沖縄市郷土博物館が開館し、その中に学芸係と文化財係を設置されたことにより文化財担当部署が誕生した。しかし、その後も調査は外部主導によるものが多い。1980（昭和55）年に「沖縄国際大学口承文芸学術調査団」によって民話調査が行われ、この調査資料を基礎にして、1990（平成２）年度には沖縄国際大学口承文芸研究会及び沖縄民話の会からなる「沖縄市口承文芸学術調査団」が沖縄市全字の組織的調査が実施された。2000年以降からは継続的に市文化係による調査[(6)]が行われており、特に民話に関する民俗調査を積極的に行っている。

（３）宜野湾市

宜野湾市は、沖縄本島中部西海岸に位置する。もともとは宜野湾村であったのが、1962年の市制施行により宜野湾市となった。琉球王国時代の宜野湾は農村地帯であり、 1879（明治12）年以降には沖縄県庁の支庁や教育事務所などの官公署が普天間に置かれていた。現在でも本島中頭地区の中心地として賑わいをみせている。宜野湾市には普天間飛行場をはじめ、キャンプ瑞慶覧、陸軍貯油施設などの米軍関連施設が所在している。宜野湾市の政策は基本的に基地とともにあり、基地がある上でのインフラや生活環境の整備拡充に重点が置かれていた。そのため、文化財担当部署が設置され得るのは1980年代後半になってからである。その中で、文化行政にとって大きな起点となるのは、1982年の市制20周年の政策である。20周年政策において「教育・文化・体育の振興」が掲げられたことにより、文化政策が本格化していく。なおこの時、宜野湾市教育委員会と県教育委員会文化課によって宜野湾市内の遺跡分布調査が行われた（宜野湾市教育委員会1982）。1984（昭和59）年４月宜野湾市教育委員会社会教育課に文化財担当者が配置され、1987（昭和62）年12月24日には宜野湾市の文化財保護条例が制定され、同日「宜野湾市文化財保護審議会」が設置された。その後、1989（平成元）年に文化財課が新設され、文化財行政が強化された。

宜野湾市の文化財行政で特筆しなければならないのは基地返還に伴う発掘調査である。平成８年12月日米間の「沖縄に関する特別行動委員会」（SACO）の最終報告において、普天間飛行場基地を含む11施設・区域の返還の合意がなされた。これに伴い、1997（平成９）年から県教育委員会による沖縄県基地内分布調査が行われた[(7)]。宜野湾市では、2005（平成17）年から普天間基地内埋蔵文化財調査を行い、101件[(8)]の遺跡が周知の埋蔵文化財として公表された。なお発掘調査が開始する前の平成４年には基地内の喜友名地区に所在する「喜友名泉」が国指定重要文化財に指定されている。その後、2015（平成27）年３月31日にキャンプ瑞慶覧の西普天間住宅地区が返還され、沖縄県教育庁文化財課・県立埋蔵文化財センター・宜野湾市教育委員会によって発掘調査が行われた（沖縄県2015,沖埋文2015,宜野湾市2015）。琉球王府時代の

表６　初期（1970～1980年代）の宜野湾市市指定文化財

（沖縄県教育委員会 令和４年度『文化財課要覧』より一部抜粋）

種別	名称	指定年月日
有形民俗	我如古ヒージャーガー	1976.4.2
天然記念物（動物）	ウデナガサワダムシ	1976.5.29

中頭方西海道の一部や、土地測量のための基準点である印部石（印部土手石）など、極めて保存状態の良い遺跡が発見された。これを受け2021年10月に沖縄考古学会、翌年２月には琉球沖縄歴史学会がこれらの文化財の保存・活用に関する要望書を提出した。しかし、現地保存は難しかったため、印部石は宜野湾市立博物館への移設、また道路跡はできる限り残し「歴史の道」として指定し活用することを検討している[(9)]。

現在宜野湾市で確認された文化財は320件で、このうち110件（29%）は基地内に所在している。このため所在は確認できたものの、基地内の制限により指定文化財にするまでの詳細な調査ができない状況にある。

（４）浦添市

浦添市は沖縄県本島中部西海岸に位置する。1970（昭和45）年７月に市制施行により浦添村から浦添市が誕生した。中世の浦添は明との貿易を開始した察度王が拠点とした浦添城を置いた地域であり、琉球王国以前の都として栄えた。沖縄戦時には、浦添城がある丘陵前田高地（ハクソー・リッジ）に、日本軍の陣地が置かれたことから激戦地となった。なお裏添市には日本初の漆芸専門美術館の浦添市美術館があり、漆芸品に関する調査研究を進めている。

浦添市では、1973（昭和48）年10月１日に「浦添市文化財条例」を制定、同日「浦添市文化財保護審議会」を設置した。1979年からは県や市の文化財保護審議会が主体となって浦添市の文化財分布調査が実施された（浦添市1980）。それまで文化財は社会教育課が兼任して管理していたが、1980年に浦添市教育委員会に文化課が新設され、翌年に７件の文化財を指定した。浦添市も沖縄市や宜野湾市と同様に、市による文化財行政が本格化するのは平成以降であった。浦添市が力を入れたのが宿道の指定である。浦添市には首里と各間切番所[(10)]を結んだ官道「宿道（しゅくみち）」の一部である中頭方西海道と、同道から分岐して国王が普天満宮へ参詣するための普天満参詣道が通ることから、その一部である「当山の石畳道」を1984（昭和59）年３月１日市指定にした。その後、平成７～13年度にかけて「歴史の道整備活用事業」に取り組

表７　初期（1970～1980年代）の浦添市指定文化財

（沖縄県教育委員会 令和４年度『文化財課要覧』より一部抜粋）

種別	名称	指定年月日
無形民俗	勢理客の獅子舞	1981.3.2
無形民俗	仲西の獅子舞	1981.3.2
無形民俗	内間の獅子舞	1981.3.3
無形民俗	前田の棒	1981.3.4
無形民俗	内間の棒	1981.3.5
天然記念物(植物)	内間の大アカギ	1981.3.6
史跡	経塚の碑	1981.3.7
史跡	西原東ガー	1981.3.8
史跡	牧港テラブのガマ	1986.3.30
史跡	チヂフチャー洞穴遺跡	1986.3.30

み基本計画の策定から調査、保存、整備、活用までの一連の事業を実施した。平成８年度には「歴史の道整備基本計画」[11]を策定し、この計画に基づいて国頭方西海道や普天間街道の発掘調査、石畳道及び石橋の修復や復元を行なった。平成８年には文化庁の「歴史の道百選」に選定されたている。そこでこの事業をさらに発展させる取り組みとして、「浦添グスク―首里城を結ぶ歴史回廊整備基本計画」（平成14年３月、浦添市教育委員会）が策定され、石畳の整備をはじめ、中頭方西海道ルートを示す石畳風舗装敷設等の環境整備が大きく進むこととなった。なお歴史の道に関する事業計画は教育委員会によるものだったが、「ウラオソイ廻廊都市再生整備計画」（平成19年３月）は浦添市による都市再生整備事業の一環として計画された。ここでは、地区の有する歴史性や文化性等に配慮した景観まちづくりを推進することを目的に、仲間樋川の修復整備や尚寧王の道（中頭方西海道沢岻～安波茶部分）のサインの充実が図られている。これらの事業の結果、平成24年９月には国指定史跡「中頭方西海道及び普天満参詣道」に指定され、沖縄県における道路遺跡活用の代表事例となった。

（５）竹富町

竹富町は琉球列島の最南端八重山諸島に属する、西表島・竹富島・小浜島・黒島・新城島（上地島・下地島）・鳩間島・波照間島の有人島と７つの無人島からなる島嶼の行政体である。これらの島が1948年に町制施行により合併し、竹富町が誕生した。竹富町では1973（昭和48）年３月19日に「竹富町文化財保護条例」を制定、同日「竹富町文化財保護審議会」を設置した。当時の竹富町では教育委員会総務課に文化財担当者が配属されており、2017（平成29）年に社会文化課が新設されたことにより文化財担当者もそこに配属された。しかし現在、文化財担当者は不在となっている。竹富町では条例制定の前年に琉球政府文化財保護委員会が調査した文化財をあらためて町文化財に指定している。さらに条例制定年と翌年の1975（昭和50）年で新たに80件を指定した。そのうち９割が無形民俗文化財である。これら無形民俗文化財は地元竹富島の芸能保存会の活動に町が呼応する形で指定となった。竹富島は住民の自文化に対する意識が強く、1986年の「竹富憲章」制定がこれを表している。竹富憲章の制定にかかる活動は、後の竹富島の重要伝統的建造物群の指定と連動する。復帰前後の竹富島では本土企業による土地の買い占めが行われ、島民は景観の破壊や、先祖からの土地を失うことによる文化の喪失に危機感を持った。そこで竹富島公民館が代表となって、本土企業の進出と大型開発から島を守るため土地を「売らない」「汚さない」「乱さない」「壊さない」「生かす」の５項目を基本理念とする「竹富憲章」[12]を作成し、公民館内に「集落景観保存調整委員会」を設け、町、県、国に対して必要な措置を要請した。島民の活動を受けて、町教育委員会は1986年３月28日に「竹富町歴史的景観形成地区保存条例」を制定した。これは沖縄県で初めて歴史的景観の保存を条例で取り決めた事例である。翌年には「伝統的建造物群保存地区等保存審議会」を設置し、指定に向けた取り組みが始まった。そして1987（昭和61）年４月28日に「竹富町竹富島伝統的建造物群保存地区」が重要伝統的建造物群に指定された。竹富町では土地買い占めを危惧した島民側から文化活動が始まり、それが行政措置へと繋って、竹富島の歴史的価値を形成する環境を保護する体制が確立されたのである。

表８　初期（1970～1980年代）の竹富町指定文化財指

（沖縄県教育委員会 令和４年度『文化財課要覧』より一部抜粋）

種別	名称	指定年月日	種別	名称	指定年月日
工芸品	稲福筑登之正装	1972.8.30	無形民俗	黒島口説（舞踊・狂言の部）	1980.11.26
工芸品	南川田於那利の衣装及び茶器	1972.8.30	無形民俗	ペンガン取レ（舞踊・狂言の部）	1980.11.26
無形民俗	上原ヌデンサ節（民謡の部）	1972.8.30	無形民俗	マインガニスーザー（舞踊･狂言の部）	1980.11.26
無形民俗	大竹祖納堂儀佐屋敷跡	1972.8.30	無形民俗	真南風乙節（舞踊・狂言の部）	1980.11.26
無形民俗	番所跡	1972.8.30	無形民俗	山崎ヌアブゼーマ（舞踊・狂言の部）	1980.11.26
無形民俗	イヌムル（按司の城跡）	1972.8.30	無形民俗	チンダラ節（舞踊・狂言の部）	1980.11.26
無形民俗	イサンチャヤー（古墓）	1972.8.30	無形民俗	獅子の棒（舞踊・狂言の部）	1980.11.26
無形民俗	長田御嶽	1972.8.30	無形民俗	タイラク（舞踊・狂言の部）	1980.11.26
無形民俗	アカハチ誕生の地	1972.8.30	無形民俗	棒術（舞踊・狂言の部）	1980.11.26
無形民俗	ミーナ井戸	1972.8.30	無形民俗	笠踊（舞踊・狂言の部）	1980.11.26
無形民俗	海垣	1972.8.30	無形民俗	鎌踊（舞踊・狂言の部）	1980.11.26
無形民俗	カンドウラ石（雷石,霊石）	1972.8.30	無形民俗	ハデク舞踊（舞踊・狂言の部）	1980.11.26
無形民俗	ハビラ踊（舞踊・民謡）	1973.10.5	無形民俗	波照間島節（民謡の部）	1980.11.26
無形民俗	カシカケ踊（舞踊・民謡）	1973.10.5	無形民俗	夜雨節（民謡の部）	1980.11.26
無形民俗	天加那志（布サラシ）（舞踊･民謡）	1973.10.5	無形民俗	祖平花節（民謡の部）	1980.11.26
無形民俗	小浜節（舞踊・民謡）	1973.10.5	無形民俗	太鼓（テーク）（舞踊・狂言の部）	1980.11.26
無形民俗	苧引き踊（舞踊・民謡）	1973.10.5	無形民俗	波照間島節（舞踊・狂言の部）	1980.11.26
無形民俗	アカマタ節（舞踊・民謡）	1973.10.5	無形民俗	夜雨節（舞踊・狂言の部）	1980.11.26
無形民俗	ササラ銭太鼓（舞踊・民謡）	1973.12.5	無形民俗	祖平花節（舞踊・狂言の部）	1980.11.26
無形民俗	元タラクジ（舞踊・民謡）	1973.12.5	無形民俗	越の頂節（民謡の部）	1980.11.26
無形民俗	ジッチュ節（舞踊・民謡）	1973.12.5	無形民俗	サーサー節（民謡の部）	1980.11.26
無形民俗	祝鼓舞（舞踊・民謡）	1973.12.5	無形民俗	パナリヤーマーぬ前の海（民謡の部）	1980.11.26
無形民俗	鍛冶工主狂言（舞踊・民謡）	1973.12.5	無形民俗	越城節（民謡の部）	1980.11.26
無形民俗	しきた盆（舞踊・民謡）	1973.12.5	無形民俗	越の頂節（舞踊・狂言の部）	1980.11.26
無形民俗	安里屋節（舞踊・民謡）	1973.12.5	無形民俗	サーサー節（舞踊・狂言の部）	1980.11.26
無形民俗	真栄節（舞踊・民謡）	1973.12.5	無形民俗	パナリヤーマーぬ前の海（舞踊･狂言の部）	1980.11.26
無形民俗	タニマイ（舞踊・民謡）	1973.12.5	無形民俗	クイヌウベ狂言（舞踊・狂言の部）	1980.11.26
無形民俗	仲筋ぬヌベマ節（舞踊・民謡）	1973.12.5	無形民俗	古見の浦節（民謡の部）	1980.11.26
無形民俗	ザングルロ（舞踊・民謡）	1973.12.5	無形民俗	田耕（舞踊・狂言の部）	1980.11.26
無形民俗	タラクジ（舞踊・民謡）	1973.12.5	無形民俗	古見の浦節（舞踊・狂言の部）	1980.11.26
無形民俗	シドゥリャニイ（舞踊・民謡）	1973.12.5	無形民俗	亀組（舞踊・狂言の部）	1980.11.26
無形民俗	天使（舞踊・民謡）	1973.12.5	無形民俗	祖納岳節（民謡の部）	1980.11.26
無形民俗	マミドーマ（舞踊・民謡）	1976.12.15	無形民俗	仲良田節（民謡の部）	1980.11.26
無形民俗	千鳥節（民謡の部）	1980.1.25	無形民俗	下原節（民謡の部）	1980.11.26
無形民俗	殿様節（民謡の部）	1980.1.25	無形民俗	真山節（民謡の部）	1980.11.26
無形民俗	石ヌ屏風節（民謡の部）	1980.1.25	無形民俗	ヤフヌ手（舞踊・狂言の部）	1980.11.26
無形民俗	黒島口説（民謡の部）	1980.11.26	無形民俗	シチヌアンガマ（組踊・狂言の部）	1980.11.26
無形民俗	ペンガン取レ（民謡の部）	1980.11.26	無形民俗	馬狂言（舞踊・狂言の部）	1980.11.26
無形民俗	マインガニスーザー（民謡の部）	1980.11.26	無形民俗	牛狂言（舞踊・狂言の部）	1980.11.26
無形民俗	真南風乙節（民謡の部）	1980.11.26	無形民俗	鳩間中森（民謡の部）	1980.11.26
無形民俗	山崎節（民謡の部）	1980.11.26	無形民俗	節祭の巻踊（舞踊・狂言の部）	1980.7.15
無形民俗	チンダラ節（民謡の部）	1980.11.26	無形民俗	ヤフヌ手（舞踊・狂言の部）	1980.7.25
無形民俗	イトハリ節（民謡の部）	1980.11.26	無形民俗	オホホ（舞踊・狂言の部）	1980.7.25

５．結論―沖縄の文化財保護行政の特徴

沖縄の文化財保護は戦前に大きな画期がある。鎌倉芳太郎や伊東忠太の尽力による大正14年の首里城正殿の国宝指定などにより文化財保護の意識が高まる中で、昭和11年に沖縄県教育会による沖縄初の博物館が設立された。ただし、大正期の沖縄の文化財保護活動は県外の専門家による沖縄文化の啓蒙活動であり、博物館の設置も半官半民団体の沖縄教育会によるものであった。したがって地元行政の自発的な文化財保護活動はまだ始まっていなかった。

戦後米軍統治時代に入り、琉球政府中央教育委員会によって琉球政府文化財保護法が成立、以降行政による文化財調査と指定が行われて、今日における沖縄県指定文化財の土台となった。琉球政府文化財保護委員会は法案作成などの強い権限を持っており、琉球政府独自の文化財行政体制を構築していた。本土復帰を前に、委員会は日本政府に対して、復帰後もこの体制をしばらく存続させるよう要望したが、制度上の問題で存続はできなかった。国は沖縄県を都道府県の一つとして取り扱い、国・県・市町村という従来通りの縦割り行政に組み込まざるを得なかったのである。しかし、一方で文化庁は文化財の指定や戦災文化財復旧、埋蔵文化財専門職員の研修などを行い、要望に寄り添う姿勢を見せた。その後1972年の日本復帰に伴い日本本土の文化財保護法が沖縄県にも適応され、日本本土と同様の文化財行政体制となった。

復帰前後の文化財保護行政の特徴としては、文化財の復旧そして指定に重点を置いたことである。琉球政府は灰燼と化した島に僅かに残った文化財に、沖縄が持つ独自性を見出した。そして、それら文化財を指定し復旧することで文化財を守ると同時に、住民が持つ沖縄文化への誇りやアイデンティーを守ろうとした。琉球政府にとっての文化財保護は、沖縄の人々の精神の復興であった。これに対して文化庁は、琉球政府の取り組みを尊重し、継続的な技術援助を行うことでこれを支えた。また、行政実態調査を行い、その指導を受けて琉球政府は文化財行政組織体制を見直した。これは、文化行政のハード事業の拡充だけでなく、組織や制度といったソフト事業の整備を復帰前に行なったということである。日本の文化庁と琉球政府文化財保護委員会は綿密な連携をとりながら、復帰後の文化財保護行政の準備を整えたのであった。復帰後、市町村主体の文化財保護行政に変わると、各行政体で文化財担当部署の設置や人員配置、条例制定、文化財調査、文化財指定が進められていった。この際に、沖縄の市町村の文化財保護行政には二つの特徴がある。一つは、最初期の文化財保護行政は沖縄県の主体の下に進められていたことである。当時の各市町村は、復帰後の組織の在り方、地域の在り方を模索しながらの行政運営であった。その中で、条例制定による文化財保護体制の整備や、調査などの専門的な業務には県の支援が必要不可欠であった。二つ目の特徴は、市町村の文化保護行政が本格化する時期が平成以降になることである。県の指導により、各市町村で文化財の調査のノウハウが蓄積され、市町村独自で文化財調査ができるようになるのは80年代後半～平成初期である。那覇市は琉球政府時代から文化財保護活動の拠点地域であったことから、復帰後市の運営が開始してからの文化財保護活動は早かった。しかし、その他の市町村になると、他部署の下で文化財の管理が行われた。市政が次第に安定するに従って、文化財担当部署が設置されていくが、中には竹富町のように、2010年代になってから文化財担当部署が設置されることもある。島嶼地域という地理的事情が、文化財専門員の人材確保を遠ざけたのである。

沖縄県内の文化財保護行政は、米軍統治下に置かれたことによる27年間のブランクがあり、復帰後に組織体制や条例を制定せざるを得なかったことから、本土並の文化財保護行政が営まれるまでに20年近くかかったことになる。

注

（１） 1886（明治18）年11月、沖縄県国頭郡今帰仁村に生まれた。1907（明治40）年、沖縄師範学校を卒業､国頭郡の小学校で教鞭をとった。大正３年､郡教育会の依嘱を受けて『沖縄県国頭郡志』の著し、これが同氏の郷土研究のきっかけとなった。1920（大正９）年社会教育主事として那覇に来任し、その郡視学、県視学を勤めたが、1931（昭和６）年に県教育会の主事となった。また、1928（昭和３）年、名護小学校在任時には名護神社の創建に際し､名護村（名護町）（現在名護市）の沿革を調査して「名護城史考」を『南島研究』に発表した。これが彼独特の部落調査のはじめとなった（平凡社1985)。

（２） 当時、文化庁技官森政三が派遣された。森政三は、東京美術学校建築学科卒業後、ニコライ堂修復や歌舞伎座の設計を担当した早稲田大学教授岡田信一郎に師事した（粟国2018)。森は、戦前1936（昭和11）年の守礼門解体修理工事で工事監督を担当、その工事主任であった仲座久雄は森から古建築の調査法や修理方法の薫陶を受ける。後に復興住宅として７万3500戸建設された「規格家（キカクヤー)」､「沖縄ホテル（国登録有形文化財2023登録)」などの設計を手がけた。

（３） 『沖縄県戦後教育史』（沖縄県1978）の中では「史跡埋蔵文化財」と表記されているが、これは誤表記である。正しくは「史跡」である。

（４） 1977～1985年度に、文化庁が実施した「各地方言収集緊急調査」によるものである。この事業は、全国的に急速に変化し、失われつつある各地の方言を各都道府県において、緊急に調査し、これを記録・保存する目的でおこなわれた。収録対象は、全都道府県の方言による自由会話、場面設定の会話、民話などの談話である。47都道府県について、実施時期ごとに、第１次（1977～1979年度）から第７次（1983～1985年度）に分け、それぞれ３年計画で収録した。

（５） 当時１ドル＝360円

（６） 民謡調査（1992,1993,1995,2000,2001,2002,2020,2021,2022)、伝統芸能調査（1998,2019)、民俗技術調査（2008）

（７） 平成９年度から県内に所在する在沖米軍基地及び自衛隊基地内に所在する埋蔵文化財の分布状況を把握する実態調査を継続的に実施している。1999年から県と市で普天間基地内の文化財調査を行っていたが、2015年に日米地位協定の環境補足協定が結ばれたことにより、調査による基地内の立ち入りが不許可となった。県や防衛省などの調整の結果2017年に立ち入りが許可され、調査が再開された。

（８） 宜野湾市教育委員会2017『宜野湾市文化財調査報告書第55集　宜野湾市普天間飛行場地区埋蔵文化財発掘調査報告書』掲載の市内文化財一覧より算出。

（９） 計画を変更して宿道に沿って公園を帯状に伸ばすことを検討（宜野湾市2020)。

(10) 間切番所とは、琉球王国時代の行政単位を「間切」といい、その行政施設を「番所」という。

(11) 歴史的景観を残す「歴史の道」や交通関連の文化財を調査保存することで、開発による破壊から守り、県民市民が文化財に親しみながら県や市の歴史や成り立ちについて体験学習ができる「歴史の道」を保存整備することを目的としている（浦添市2002)。

(12) 作成時に、昭和47年「竹富島を生かす憲章案」昭和46年「妻籠宿を守る住民憲章」を参考にしている。

参考文献

粟国恭子　2015「鎌倉芳太郎と写真:琉球芸術写真の文化史」『沖縄県立芸術大学芸術文化研究所紀要』第27号、沖縄県立芸術大学芸術文化研究所、pp.97-124

池田榮史　2008「沖縄における文化財保護行政の歩み」『國學院大學考古学資料館紀要』第24輯、pp.163-173

石川二郎　1970「沖縄復帰のための準備体制と文化財保護行政上の問題点」文化庁監修『月刊文化財』６巻（通号81)、pp.9-12

石垣市教育委員会　1982『戦後八重山教育の歩み』

浦添市史編集委員会（編）　1989『浦添市のあゆみ』第１巻・通史編、浦添市教育委員会

浦添市教育委員会　1997『歴史の道整備基本計画～浦添街道・普天間街道・番所道～』

浦添市教育委員会　2002『浦添グスク―首里城を結ぶ歴史回廊整備基本計画報告書』

沖縄県教育委員会　1974『文化財要覧』

沖縄県教育委員会　1978a『沖縄の戦後教育史』

沖縄県教育委員会　1978b『沖縄の戦後教育史（資料編)』

沖縄県教育委員会　2022『文化財課要覧（令和４年度版)』

沖縄言語研究センター 1994『那覇の方言：那覇市方言記録保存調査』

沖縄県立博物館・美術館　1996『沖縄県立博物館50年史』

沖縄県立埋蔵文化財センター 2022『基地内文化財９』

沖縄市教育委員会文化課　1987『沖縄市文化財調査報告書10　泡瀬の京太郎』

沖縄市教育委員会　1980『沖縄市文化財調査報告書２　鬼大城の墓』

沖縄市立郷土博物館　1993『沖縄市文化財調査報告書16　カフンジャー橋』

沖縄市立郷土博物館　1992『沖縄市文化財調査報告書14池原・登川のわらべうた』

沖縄市立郷土博物館　1993『沖縄市文化財調査報告書18与儀・比屋根のわらべ歌』

沖縄市立郷土博物館　1995『沖縄市文化財調査報告書19胡屋・仲宗根のわらべ歌』

沖縄市立郷土博物館　1998『沖縄市文化財調査報告書21池原のウスデーク』

沖縄市立郷土博物館　2001『沖縄市文化財調査報告書25越来・美里のわらべ歌』

沖縄市立郷土博物館　2002『沖縄市文化財調査報告書29山内・諸見里のわらべ歌』

沖縄市立郷土博物館　2019『沖縄市文化財調査報告書46知花の十五夜行事―ウフデーク（ウスデーク）を中心に―』

沖縄市立郷土博物館　2020『沖縄市文化財調査報告書47知花・松本のわらべ歌』
沖縄市立郷土博物館　2021『沖縄市文化財調査報告書50安慶田・照屋のわらべ歌』
沖縄市立郷土博物館　2022『沖縄市文化財調査報告書51東部のわらべ歌』
宜野湾市教育委員会　2005『宜野湾市文化財調査報告書36基地内埋蔵文化財調査報告書１　普天間飛行場基地内』
宜野湾市教育委員会　2019『宜野湾市文化財調査報告書56基地内埋蔵文化財調査報告書７』
宜野湾市史編集委員会（編）　1980『宜野湾市史通史編』宜野湾市教育委員会
源河葉子　2005『首里・那覇の事例にみる沖縄戦後の文化財保護：博物館再興から玉陵「学生センター」問題まで』
園原　兼　2000『沖縄県の文化財保護史―昭和初期から琉球政府時代までの活動を中心に―』
竹富町史編集委員会（編）　2011『竹富町史　第二巻　竹富島』竹富町教育委員会
照屋栄一　1979『沖縄行政機構変遷史：明治12年～昭和59年』
那覇市教育委員会社会教育課 1982『那覇市文化財調査報告書５那覇市の遺跡』
那覇市教育委員会文化課　1986『那覇市歴史地図―文化遺産悉皆調査報告書―』
那覇市教育委員会　2000『那覇市教育史』
那覇市企画部市史編集室　1980『那覇市史』通史篇・第二巻（近代史）
文化庁（編）　1983a『戦災等による焼失文化財 増訂版 美術工芸篇』便利堂、p.203
文化庁（編）　1983b『戦災等による焼失文化財 増訂版 建造物篇』便利堂、p.287
平凡社　1985『奄美・沖縄の民俗比較民族学的諸問題』日本民俗学体系第12巻
琉球政府　1956『公報』第19号
琉球政府　1956『公報』第87号
琉球政府　1961『公報』第29号
琉球政府文化財保護委員会　1956『文化財要覧』
琉球政府文化財保護委員会　1958『文化財要覧』
琉球政府文化財保護委員会　1965『文化財要覧』
沖縄県公文書館　『行政記録データベース』https://www3.archives.pref.okinawa.jp/GRI/searchs/list_gyousei.php,（閲覧日2023-11-29）
琉球政府文書　「文化庁関係文書」沖縄県公文書館蔵（資料コードR00098281B）
琉球政府文書　「沖縄文化財指定調査に関する書類　実施要項　日課表」沖縄県公文書館蔵（資料コードR00098280B）
琉球政府文書　「民生安定５年計画　財政支出５ヵ年計画　12　文化財保護事業の強化」沖縄県公文書館蔵（R00098279B）
琉球政府文書　「復帰後の沖縄県教育庁長に文化財専管課設置について要請」
要請文書　1971～1972年04月」沖縄県公文書館蔵（資料コードR00162755B）
琉球政府文書　「本土復帰時の文化財保護行政組織に関する要請の解答について」沖縄県公文書館蔵（資料コードR00098285B）

（國學院大學大学院博士課程後期）